

フレンドホーム制度のあらまし

フレンドホームを希望される方へ

東京都福祉保健局

(平成 31 年 1 月 1 日改訂)

フレンドホーム制度を通して、乳児院や児童養護施設で生活している子どもたちの成長に手を差し伸べてみませんか。

子どもたちも、あなたとの交流を楽しみにしています。

1 フレンドホーム制度とは

親の離婚、病気、出産、親からの虐待など様々な事情により家庭で生活できない子どもたちの多くは、乳児院や児童養護施設（以下「施設」という。）で生活しています。

東京都は、このような子どもたちが、施設で体験することのできない家庭での生活体験は、今後の子どもの成長において、とても大切なことであると考えます。

フレンドホーム制度は、施設で生活している子どもを、学校がお休みの期間などに、皆様のご家庭で数日間お預かりしていただくものです。

2 交流する子どもについて

都内の施設（一部の都外施設を含む。）で生活している、おおむね1歳から12歳ぐらいまでの子どもです。（対象は18歳までです。）

3 交流する期間について

交流していただく期間は、週末、祝祭日、夏休み、冬休み、春休みなど、学校の休業期間などです。

具体的な期間は、登録した施設のフレンドホーム担当職員にご相談いただくこととなります。

4 フレンドホームの条件について

フレンドホームになっていただくには、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 都内に在住していること。ただし、施設の所在する区市町村かこれに隣接している区市町村等に在住している場合は、申し込むことができる。
- (2) 申込者は、心身共に健全であること。
- (3) 申込者は、子供と適切に交流ができると認められ、かつ、申込者と起居を共にする成人の親族等（以下「成人の親族等」という。）を有していること。ただし、成人の親族等がない場合であっても、子供と適切に交流ができると認められる特段の事情がある場合は、申し込むことができる。
- (4) 児童との交流期間中、申込者又は起居を共にする成人の親族等のいずれか1人以上の者が、当該児童の養育に専念できること。
- (5) 施設で生活している子どもに対して、十分な理解と愛情を持っていること。
- (6) 申込者の家庭生活が円満かつ健全に営まれていること。
- (7) 申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当であり、住居の広さ、間取りについては、実子、委託児童及び交流児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。

- (8) 児童の養育に関して虐待等の問題がないこと。
- (9) 児童買春、児童ポルノに係る行為等により処罰を受けたことがないこと。
※その他詳しい要件は、施設のフレンドホーム担当職員にご確認ください。
※上記の要件を確認するため、条件により、証明書等の提出又は提示をお願いしています。

5 申込み方法について

施設に直接お申込みください。フレンドホーム担当職員から制度についての説明を受け、申請書に必要な事項を記載して、施設に提出してください。

6 家庭訪問について

お申込みの後、フレンドホーム担当職員がご家庭を訪問させていただき、フレンドホームの条件に合っているかを確認します。その際には、同居しているご家族の方にご同席させていただきます。

7 登録について

家庭訪問の後、施設長が適当と認める場合には、施設から「フレンドホーム登録のお知らせ」が送付されますので、大切に保管してください。

また、子どもとの交流が2年間なかった場合には、登録は抹消されます。

なお、登録された内容に変更がある場合又は登録を辞退したい場合には、速やかに「フレンドホーム登録事項変更・登録抹消届」を施設に提出してください。

8 子どもの紹介について

登録後、子どもの紹介は、施設から連絡がありますので、それまでは、お待ちいただくこととなります。

この間施設からの行事等へのご案内などもありますので、なるべく、このような機会に出席して、施設の子どもへの理解を深めてください。

なお、あなたが希望条件として掲げた子どもがいない場合などもありますので、あらかじめご了承ください。この場合は、希望条件を変えていただくか、他の施設の児童をご紹介させていただくかなど、フレンドホーム担当職員にご相談ください。

9 子どもとの引き合わせ、交流について

子どもの紹介があった場合には、施設を訪問していただくこととなります。

最初は、施設への訪問を重ね、子どもと話をしたり、一緒に遊んだりすることから始めます。

この過程で、フレンドホームとしてこの子どもと交流をしていただくかどうかを判断していただきます。お気づきの点は、フレンドホーム担当職員にご相談ください。また、施設においても、あなたの意思、子どもの意思を確認するなどして、最終的に、あなたに交流をお願いするかを判断します。

交流が決定した場合は、日帰りの交流から始め、少しずつ交流の期間を長くしていきます。

10 子どもの送迎について

施設からの送迎については、原則として、フレンドホームの方をお願いします。なお、送迎に伴う子どもの交通費については、施設が負担します。

11 交流中について

交流中の子どもの様子、起きた出来事について、フレンドホーム担当職員にご報告いただきます。交流当初、子どもは、これまで施設で生活していた習慣と異なるため、戸惑いを感じる場合があります。このことで、あなたが不安に感じる事、分からないことがあった場合には、遠慮なくフレンドホーム担当職員にご相談ください。

また、子どもが病気や怪我をしたり、事故などがあった場合には、速やかに、施設に連絡し、フレンドホーム担当職員の指示に従ってください。

12 守っていただくことについて

フレンドホームに登録した方には、次のことを守っていただきます。

- (1) 施設長やフレンドホーム担当職員の指示には、必ず従ってください。
- (2) 交流中に知り得た子どもに関する事柄を、むやみに第三者に漏らすことのないようにしてください。
- (3) フレンドホームとして、必要な届出は怠らないようにしてください。

13 謝礼について

乳児院は1回につき1泊2日以上、児童養護施設は1回につき2泊3日以上(6泊7日を上限とします。)の交流について、謝礼として、1日あたり2,300円をお支払いたします。

14 損害賠償保険の加入について

交流中に、子どもが起こした事柄で、第三者からあなたに損害賠償を求められる事態が生じた場合などには、東京都が加入する保険により保障されます。この場合は、速やかに、施設にご連絡ください。

15 制度全般のお問合せ先について

制度全般についてのお問合せ、ご意見、ご質問等は、東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課にお問合せください。

お問合せ先 電話 03-5320-4135
FAX 03-5388-1406